

## 岐阜県オンライン診療によるへき地医療設備整備費補助金に関するQ & A

令和6年6月12日時点

### Q 1    どのように手続きを行うのか

- 申請に必要な書類を郵送によりご提出ください。

### Q 2    いつからいつまでの費用が対象となるか。

- 補助金交付決定後から令和7年3月31日までに要した経費が対象となります。

### Q 3    補助金交付決定前に購入した情報通信機器等の経費は対象となるか。

- Q 2 のとおり対象外となります。

### Q 4    「令和7年3月31日までにかかる経費が対象」とは、年度内に発注していても、納品が翌年度になった場合は対象外となるのか。

- 年度内に事業完了が原則となります。納品及び支払が翌年度の場合は補助対象外となります。

### Q 5    申請期限はいつまでか。

- 申請は令和6年12月27日（金）までとなります。（当日消印有効）  
ただし、申請状況によっては、12月27日（金）以前に受付を締め切ることがあります。

### Q 6    補助金はいつ頃交付されるのか。

- 原則として、実績報告による補助金額の確定通知後に交付となります。  
ただし、交付決定に基づく概算払いも可能です。（支出額が交付済み額に満たない場合は精算していただきます。）

**Q 7 補助申請者が、補助対象となる複数のへき地診療所・病院を所有する場合、それぞれで補助が受けられるか否かの整理は、保険医療機関コードが違えばそれぞれで受けられるということで良いか。**

- 複数の診療所・病院を開設（医療機関等コードが異なる）している場合は、医療機関ごとに申請が可能です。

**Q 8 令和2年度、4年度に実施した「岐阜県オンライン診療設備整備費補助金」で補助を受けている場合も、本補助金の対象になるか。**

- 令和2年度、4年度に当該補助金を受けている、病院、診療所については、本補助事業の対象外となります。

**Q 9 へき地医療拠点病院等の医師がへき地診療所に来院している患者に対してオンライン診療を実施する場合（D to P with N）、へき地診療所ではなく、へき地医療拠点病院の診療として診療報酬を算定することになるのか。**

- いずれの医療機関における診察として扱うのかの判断により扱いが異なります。原則どちらにすべきというものは定めておりません。  
へき地医療拠点病院における診察として扱う場合、へき地医療拠点病院で行った診療として診療報酬を算定します。  
へき地診療所における診察として扱う場合、へき地診療所で行った診療として診療報酬を算定します。【厚生労働省見解】

**Q10 オンライン診療の実施がない場合、補助金は交付されないのか。**

- 本事業は、オンライン診療を行う予定であることを補助金の交付要件にしており、交付申請時にオンライン診療の実施が可能とする患者の想定数の記載をお願いしています。特段の事情等がない限りオンライン診療の実施をお願いします。

**Q11 「消費税仕入控除税額の取扱いについて」の消費税計算年度はいつか。**

- 本事業は令和6年度に交付決定するものであるため、令和6年度の消費税申告を元に計算を行ってください。

**Q12 消費税の計算方法・申告方法はどう確認すればよいか。**

- 消費税の計算方法・申告方法は、お近くの税務署へお問い合わせください。